

電気設備等保守点検業務仕様書

1 目的

八尾市立山本コミュニティセンター建物総合管理業務委託仕様書4(2)に定める電気設備等の機能維持を図るために定めるものとする。

2 対象設備

受託者が保守点検を行う対象設備は、下記を参考に業務を行うこと。

別紙2-1 電気設備等保守点検対象設備一覧

別紙2-2 設備点検基準表

3 業務内容

受託者は、関係法規及び設備点検基準表に基づきスケジュールを立て、下記の内容について遺漏なく保守点検を行い、かつ記録を保持すること。

- (1) 各設備の機能に応じた保守点検、点検調整作業を行うこと。なお、電球の交換等の点検時容易に改善できるものは、速やかに実施すること。
- (2) 各設備の漏電・故障等の早期発見に努め異常を認めたときは、適切な措置を行い応急復旧するとともに、速やかに委託者に連絡すること。
- (3) 付属機器を含む電気設備の保守、点検、整備、整理を行うこと。
- (4) 各機器類の指示値、記録を整備すること。
- (5) 電力量を毎日1回以上計測すること。
- (6) 保守は機器の機能を常時良好に保持し、使用に支障が生じないよう点検手入れ保全作業を定期的に行うこと。なお、特殊な知識、技術を要する点検については、適正なメンテナンス会社に委託し、これを実施させる。

(操作)

- ア 責任分界点の開閉に対する電力会社への連絡
- イ 停電を要する場合の関係者への連絡
- ウ 再受送電時の機器点検
- エ 誤操作の防止処置

(監視及び巡視)

- ア 高圧、低圧機器の点検
- イ 動力設備の点検

- ウ 電灯設備の点検
- エ 各配電盤、分電盤の点検
- オ 回転機の点検
- カ 過熱、不平衡、音、振動、変形、変色、臭気などの異常発生原因探究と処置
- キ 受電室、キュービクル内蓄電池の点検（電圧、比重、液温、液の補充、定期充電の実施）
- ク 開閉器室、キュービクル内温度測定
- ケ 機器の予備品付属品などの保管、点検手入
- コ 防災設備の各表示の点検
- サ 非常用発電機起動試験及び試運転
- シ 低圧絶縁測定

4 指示事項

- (1) 受託者は予め業務計画表を作成し、委託者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、各作業報告書を委託者に提出するものとする。
- (3) 業務中に生じたこと故については、すべて受託者の責任において処理するものとする。